平成28年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会28-②)

					(2	《正取引委員会28一〇)		
施策名		独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処						
施策の概要		独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違反行為が 別められた場合には,排除措置命令を行うほか,警告等の必要な措置を講ずる。						
達成すべき目標	品及び家	は占禁止法に違反するカルテル,入札談合,不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに,酒類,石油製及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し,これらを排除することにより,公かつ自由な競争を維持・促進する。						
		区分	26年度	27年度	28年度	29年度要求額		
		当初予算(a)	228,846	256,132	256,548	250,160		
	予算の 状況	補正予算(b)	0	-9,097	0	0		
施策の予算額・執行額等		繰越し等(c)	0	0				
	(1137	合計(a+b+c)	228,846	247,035				
	執	行額(千円)	192,095	171,076				
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	3内閣の重 ・ 中成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) ・ 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					計(閣議決定)		

	独占禁止法に違反するカル	/		施策の)進捗状況	(実績)		評価対象 年度	達成						
	テル, 入札談合, 不公正な 取引方法等の厳正な対処に よるこれらの排除状況		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度~ 27年度	相当程度						
	年度ごとの目標値			別	紙1のとお	り。			進展あり						
	酒類, 石油製品及び家庭用	/			実績値			評価対象 年度	達成						
測定指標	電気製品の小売業における 不当廉売事件の平均処理 期間		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度~ 27年度	七小七年						
		/	2.1か月	2か月	2.1か月	1.9か月	1.7か月		相当程度 進展あり						
	年度ごとの目標値			原	則2か月以	人内	•								
	酒類・石油製品・家庭用電 気製品等の小売業に係る不 当廉売事件についての迅速 な対処状況 年度ごとの目標値	/		施策の)進捗状況	(実績)		評価対象 年度	達成						
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	25年度~ 27年度	相当程度						
												別	紙2のとお	り。	

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの 測定結果	(判断根拠)	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合及び不公正な取引方法に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成25年度から平成27年度における事件処理において、それぞれ、18件、10件、9件の法的措置を採ったところであるが、平成23年度、24年度は年間20件超の法的措置を採っていた(平成22年度は12件)ことと比較して件数自体が減少傾向にあることは否定できない。一方で、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的二一ズに的確に対応した多様な事件に対応したこと、法的措置ではないものの、3年度にわたり、それぞれ、1件、1件、6件の警告を行ったこと、3年度で計2件の刑事告発を行ったこと、また、それぞれ、2015億円、1923億円及び571億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。
W1/C1/L1/W		IM CC 00

年度においては1.7か月と短縮しており、おおむね目標を達成しており、相当程度 進展があったものと考えられる。 また, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件に ついての迅速な対処状況については、各年度においてそれぞれ1.366件、982件 及び841件と減少傾向にあるものの依然として相応の注意件数を維持しているこ とから、相当程度進展があったものと考えられる。 以上のとおり、平成25年度から平成27年度にかけて、独占禁止法に違反する 疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等 の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、 入札談合,不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに,酒類,石油製品 及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処してい ることから、これらを排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進すると の目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。 法的措置の件数それ自体は中期的に見て減少傾向にあるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社 会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置等を行ったことや、不当廉売事案について、その処理期 間の短縮や同じく減少傾向にはあるものの相応の件数を維持していること等、測定指標全体を通じて評価すれ 評 ば, 本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり, 効率的に実施されていると 価 評価できると考えられる。 結 一方、法的措置の件数の減少については、法的措置を採った全事件の平均事件処理期間が長期化傾向に 果 あり、特に、平成27年度においては約20か月と大幅に長期化したことが原因であると考えられる。処理期間の 施策の分析 長期化の要因としては、平成27年の改正独占禁止法施行により、審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行 したところ、今後、当委員会の立証手法が裁判所においてどのような評価を受けるのかが明らかでないことか ら、事件審査において、より慎重な立証を行わざるを得なかったということが挙げられる。今後、この点につい て,適切な立証水準の見極めを行い,より効率的に事件に対処する必要がある。 また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化しているものの、 処理期間が2か月を超えるものがあることから、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。 引き続き, 独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒 類,石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し,これらを排除するこ とにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。 【測定指標】 引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとする が、以下の点については改善する必要がある。 a 効率的な事件処理の推進 事件処理件数の多寡のみで審査活動を評価できるものではないものの,効果的・効率的な審査活動を志向 することは重要であり,そのためには,独占禁止法違反事件の処理期間を短縮させる必要がある。 法的論点の複雑化や改正独占禁止法の施行により直接訴訟に移行したという状況の下,より適切な立証活 次期目標等への 動を行うことが可能になるよう,審査局内に訟務官を設置し,訴訟を見据えた審査実務の知見の蓄積を図ると ともに、事件審査の初期段階から審査局における訟務官室の職員を担当者として指定し、直接訴訟制度の下 反映の方向性 の個別事件の立証手法について検討を行うとともに、立証活動全般についてのアドバイスを行うよう体制を整 備したところである。これにより、より効率的な審査活動が可能になるものと考えられる。 このほか、今後、特定の分野、業種について、効率的に知見の蓄積を図ることで、より効率的な事件審査が 可能になるよう対処することにより、引き続き、効率的・効果的な審査体制の整備・強化を行う。 b 不当廉売に対する迅速かつ的確な対処 平成25年度における7,243件の申告件数のうち5,966件(82.4%), 平成26年度においては6,886件のうち5,620 件(81.6%), 平成27年度においては6.331件のうち5.210件(82.3%)が小売業に係る不当廉売事案に関する申 告であり,申告件数に占める小売業に係る不当廉売事案の申告が80%を超えていることから,依然として,小 売業に係る不当廉売事案の処理に対しては、そのニーズが高いといえる。公正取引委員会は、これらの申告 を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処することが求められてお り、引き続き、迅速かつ的確に対処する。 ・直接訴訟が導入される前の平成26年度においても法的措置件数が減少しているが,何か理由があるのか。 (実績評価書資料(p14)に記載した理由のほか、例えば、近年、デジタル・フォレンジック等の複雑な審査手法 を要する案件が増加していることにより事件処理に期間を要するようになってきたこと等が理由として考えられ る旨回答した。) 学識経験を有する者の知 ・悪質な事案に対しては、刑事告発を積極的に行っていくべきである。(田中委員) 見の活用 (公正取引委員会では、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会 の方針」に従い、刑事告発の是非を決めており、今後も国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案につい ては積極的に刑事告発を行っていく方針である旨回答した。) ・不当廉売事件の平均処理期間が短縮されている点については評価できるが、措置の内容等についての評価 も行ってはどうか。(若林委員) (意見を踏まえ, 今後どのような評価方法があり得るのか検討していきたい旨回答した。)

3品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間については、平成25年 度においては2.1か月ではあったものの、平成26年度においては1.9か月、平成27 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成25年度から平成27年度)

(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。

担当部局名 管理企画課 作成責任者名 管理企画課長 片桐一幸 政策評価実施時期 平成28年4月~7月

				施策の進捗状況(実績)			
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		に違反するカルテル, 入 札談合, 不公正な取引方	に違反するカルテル, 入 札談合, 不公正な取引方	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入 札談合、不公正な取引方 法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	に違反するカルテル, 入 札談合, 不公正な取引方	に違反するカルテル, 入 札談合, 不公正な取引方	
		申告件数(小売業(注 ① 1)に係る不当廉売申 告を除く。)[1,657件]	① 同左[1,644件]	① 同左[1,277件]	① 同左[1,266件]	① 同左[1,121件]	
		② 事件処理件数(法的 措置)[22件]	② 同左[20件]	② 同左[18件]	② 同左[10件]	② 同左[9件]	
		③ 事件処理件数(警告) [2件]	③ 同左[6件]	③ 同左[1件]	③ 同左[1件]	③ 同左[6件]	
		④ 事件処理件数(注意) (注2)[138件]	④ 同左[208件]	④ 同左[114件]	④ 同左[102件]	④ 同左[106件]	
		⑤ 対象事業者数(法的 措置)[303名]	⑤ 同左[126名]	⑤ 同左[210名]	⑤ 同左[132名]	⑤ 同左[39名]	
		⑥ 対象事業者数(警告) [2名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[1名]	⑥ 同左[5名]	⑥ 同左[6名]	
測	独占禁止法に違反 するカルテル,入 札談合,不公正な 取引方法等の厳正	⑦ 課徴金額[442億5784 万円]	⑦ 同左[250億7644万円]	⑦ 同左[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]	
塢	な対処によるこれ らの排除状況	⑧ 課徴金納付命令等の 対象事業者数[277名]	⑧ 同左[113名]	⑧ 同左[181名]	⑧ 同左[128名]	⑧ 同左[31名]	
		一事業者当たりの課 徴金額[1億5977万円]	⑨ 同左[2億2191万円]	⑨ 同左[1億6708万円]	⑨ 同左[1億3392万円]	⑨ 同左[2億7454万円]	
		⑩ 刑事告発件数[O件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[O件]	⑩ 同左[1件]	
		⑪ 課徴金減免申請件数 [143件]	⑪ 同左[102件]	⑪ 同左[50件]	⑪ 同左[61件]	⑪ 同左[102件]	
		課徴金減免制度の適 ① 用が公表された法的 措置件数[9件]	① 同左[19件]	① 同左[12件]	⑫ 同左[4件]	① 同左[7件]	
		法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約15か月(うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間一)](注3)	③ 同左[約14か月(同左 ③ 一)]	③ 同左[約14か月(同左 一)]	⑬ 同左[約15か月(同左 ③ 一)]	③ 同左[約20か月(同左 ③ 約3か月)]	
		^① 日刊新聞の報道量 [22,256行](注4)	⑭ 同左[16,040行]	⑭ 同左[13,166行]	⑭ 同左[5,505行]	⑭ 同左[6,450行]	
		法的措置によって保 護された消費者利益 額(注5)[約2793億 円]	⑤ 同左[約2364億円]	⑤ 同左[約2105億円]	⑤ 同左[約1923億円]	⑤ 同左[約571億円]	
	年度ごとの 目標値 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除する。						

- (注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。
- (注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。
- (注3) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。
- (注4) 新聞の1段を約70行として計算している。
- (注5) 公正取引委員会では、平成18年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表してきている。

			វ	施策の進捗状況(実績	<u>;</u>)	
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
測定	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不 当廉売事件に	に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 小売業に係る不	気製品等の小売業 に係る不当廉売事 件について迅速に 対処した。	以下を始め, 酒類・ 石油製品・家庭用電 気製品等の小売業 に係る不当廉売事 件について迅速に 対処した。	以下を始め、酒類・ 石油製品・家庭用電 気製品等の小売業 に係る不当廉売事 件について迅速に 対処した。	気製品等の小売業 に係る不当廉売事 件について迅速に 対処した。
定指標	ついての迅速な対処状況	「7,102件」 小売業に係る不 当廉売事件にお	① 同左[8,173件] ② 同左[1,736件]	① 同左[5,966件] ② 同左[1,366件]	① 同左[5,620件] ② 同左[982件]	① 同左[5,210件] ② 同左[841件]
	年度ごとの 目標値	酒類·石油製品·家庭	王用電気製品等の小売	三業に係る不当廉売事	4件について迅速に対	処する。

実績評価書資料

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標(目標達成時期)

独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する(平成25年度~平成27年度)。

3. 評価の実施時期

平成28年4月~7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か(必要性)。
- (2) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か(有効性)。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 施策の実施状況

(1) 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、 国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当 に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニー ズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

ア 申告件数

平成25年度から平成27年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数(小

売業に係る不当廉売申告を除く。)はそれぞれ表1のとおりである。寄せられた申告については、情報として整理・蓄積するとともに、その中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な処理を行うことにより、審査事件の端緒につなげている。

表1 申告件数の推移(小売業に係る不当廉売申告を除く。)

(単位:件)

年度	25 年度	26 年度	27 年度
申告件数	1, 277 (▲22. 3%)	1, 266 (▲0.9%)	1, 121 (▲11.5%)

(注) ()内は対前年度増加率である。

イ 事件処理の状況

- (7) 平成25年度から平成27年度の事件処理の状況(不当廉売事案で迅速処理 (注)により注意したものを除く。)は、表2のとおりである。
 - (注) 申告(独占禁止法第45条第1項に基づく事実の報告)のあった小売業に係る不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。

表2 事件処理件数(小売業に係る不当廉売事案で迅速処理により注意したものを除 く。) (単位:件.名)

	年度	25 年度	26 年度	27 年度
事	件処理件数	140 (▲46.6%)	117 (▲16.4%)	123 (5.1%)
	法的措置	18 (▲10.0%)	10 (▲44.4%)	9 (▲10.0%)
	警 告	1 (▲83.3%)	1 (0.0%)	6 (500.0%)
	注 意	114 (▲ 4 5. 2 %)	102 (▲10.5%)	106 (3.9%)
	打切り	7 (▲75.0%)	4 (▲42.9%)	2 (▲50.0%)
対針	象事業者等の数	211 (59.8%)	137 (▲35.1%)	45 (▲ 67. 2%)
	法的措置	210 (66. 7%)	132 (▲37.1%)	39 (▲70.5%)
	警 告	1 (▲83.3%)	5 (400.0%)	6 (20.0%)

- (注1) ()内は対前年度増加率である。
- (注2) 「法的措置」とは、独占禁止法に違反する行為が認められた場合に、当該違反行為を 排除するために必要な措置を命じる排除措置命令及び課徴金の対象となる独占禁止法違 反行為について課徴金を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令である。1つの事 件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件 数を1件としている。
- (注3) 「警告」とは、法的措置を採るに足る証拠が得られないが、独占禁止法の規定に違反 する疑いがある場合等に行う措置をいう。
- (注4) 「注意」とは、独占禁止法の規定に違反する行為の存在を疑うに足る証拠は得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置をいう。

- (注5) 「打切り」とは、独占禁止法に違反する行為が認められない等により審査を打ち切る ことをいう。
 - (4) 平成25年度から平成27年度に処理した事件を行為類型別にみると、表3及び表4のとおりである。

表3 違反被疑行為類型別内訳(不当廉売事案で迅速処理により注意したものを除く。) (単位:件)

		年度	25	年度	26 -	年度	27	年度
þ	内容			構成比		構成比		構成比
	私 的	独占	0	0.0%	1	1. 7%	0	0.0%
	価格カルテ	ル(注1)	14	10.0%	26	22. 2%	7	5. 7%
カル	入札談合		2	1. 4%	1	0. 9%	4	3. 3%
ーテ	受注調整		7	5.0%	2	1. 7%	1	0.8%
事	その他のカ	ルテル(注2)	0	0.0%	0	0.0%	8	6. 5%
``,	小	計	23	16. 4%	29	24. 8%	20	16. 3%
不	公正な取引	方法(注3)	111	79. 3%	83	70. 9%	90	73. 2%
7	·	他(注4)	6	4. 3%	3	2. 6%	13	10. 6%
	合	計	140	100%	117	100%	123	100%

- (注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。 また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。
- (注2) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(畄位・佐)

- (注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。
- (注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

表 4 法的措置の違反行為類型別内訳

衣 4 本 本的相直の建文 1 高規至別内			ソはん				 	·1女:1十)
		年度	25	年度	26 :	年度	27	年度
P	内容			構成比		構成比		構成比
	私 的	独占	0	0. 0%	1	10.0%	0	0.0%
	価格カルテ	ル(注1)	8	44. 4%	5	50.0%	2	22. 2%
カル	入札談合		2	11. 1%	0	0.0%	4	44. 4%
テ	受注調整		7	38. 9%	2	20.0%	1	11. 1%
事	その他のカ	ルテル(注2)	0	0. 0%	0	0. 0%	0	0.0%
,,	小	計	17	94. 4%	7	70.0%	7	77. 8%
7	下公正な取引	方法(注3)	1	5. 6%	2	20.0%	0	0.0%
7	<i>.</i> 0	他(注4)	0	0. 0%	0	0.0%	2	22. 2%
	合	計	18	100%	10	100%	9	100%

- (注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。 また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。
- (注2) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。
- (注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。
- (注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

また,各年度において法的措置を採った事件及び警告を行った事件の概要は次のとおりである。

a 平成 25 年度

自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件など 価格カルテル事件8件,千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の 入札談合事件2件,東京電力株式会社が発注する架空送電工事の工事業 者及び地中送電工事の工事業者による受注調整事件など受注調整事件 7件,スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件について法的措置を採ったほか,スキーリフト券に係る事業者団体に よる一定の取引分野における競争の実質的制限事件について警告を行った。

b 平成 26 年度

福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件,東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件など価格カルテル事件5件,北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者による受注調整事件など受注調整事件2件,総合ディスカウントストア業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件,生コンクリート協同組合による取引妨害事件について法的措置を採ったほか,農業協同組合による価格カルテル事件について警告を行った。

c 平成 27 年度

アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの製造販売業者 らによる価格カルテル事件 2 件、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構(以下「鉄道・運輸機構」という。)が発注する北陸新幹線消 融雪設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件など入札談合事件 4 件、農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調 製・貯蔵施設工事等の施工業者による受注調整事件 1 件、水先人会によ る構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件について2件の法的措置を採ったほか、私立小学校連合会による一定の取引分野における競争の実質的制限事件について4件、石油製品小売業者による不当廉売事件について2件の警告を行った。

なお、平成 25 年度に措置を採った自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件は課徴金額が約 227 億円と巨額であり、また、平成 26 年度に措置を採った福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件は約 17 年ぶりに支配型私的独占について法的措置を採ったものであった。

ウ 課徴金納付命令の状況

課徴金額等の推移は、表5のとおりである。

表5 課徴金額等の推移

年度	25 年度	26 年度	27 年度
課徴金額(万円)	3, 024, 283	1, 714, 303	851, 076
対象事業者数 (名)	181	128	31
一事業者当たりの課徴金額(万円)	16, 708	13, 392	27, 454

(注) 平成 17 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命じる審決に係るものを含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

エ 刑事告発の状況

公正取引委員会は、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、 国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等につい て、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成25年度においては、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、平成26年3月4日、冷暖房設備工事の請負等の事業を営む法人8社及び当該8社の工事の請負等に関する業務に従事していた者8名を、検事総長に告発した。

東京地方検察庁は平成26年3月4日に起訴し、同年9月30日、10月2日(2社2名)、3日、6日並びに11月12日、13日及び14日、東京地方裁判所において、被告会社に対し、1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告会社の工事の請負等に関する業務に従事していた者に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)の有罪判決が出された。

また、平成27年度においては、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について、平成28年

2月29日, 道路工事の請負等の事業を営む法人10社及び当該10社の舗装工事の受注等に関する業務に従事していた者11名を, 検事総長に告発した。 東京地方検察庁は平成28年2月29日に起訴した。

表 6 刑事告発件数

(単位:件,名)

年度	25 年度	26 年度	27 年度
告発件数	1	0	1
対象事業者数	8 (16)	0 (0)	10 (21)

(注) 対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

オ 課徴金減免申請の状況

平成25年度から平成27年度における課徴金減免申請の件数は表7のとおりであり、また、平成25年度に法的措置を採った入札談合、価格カルテル等17件のうち、12件について、平成26年度においては7件のうち4件について、また、平成27年度においては7件のうち全てについて、当該制度が適用されたことが公表されている。

表 7 課徴金減免申請件数等の推移

(単位:件,名)

年度	25 年度	26 年度	27 年度
申請件数	50	61	102
入札談合・価格カルテル等の法的措置件数	17	7	7
課徴金減免制度の適用が公表された法 的措置件数	12	4	7
課徴金減免制度の適用が公表された事 業者数	33	10	19

カ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

平成25年度から平成27年度において法的措置を採った全事件の平均事件 処理期間は表8のとおりである。

なお、平成27年度においては、平成27年4月に施行された独占禁止法改正法により意見聴取手続の制度が導入されたところ、7件について意見聴取手続を行い、当該7件について意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間は約3か月であった。

表8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

年度	25 年度	26 年度	27 年度
平均事件処理期間	約 14 か月	約 15 か月	約 20 か月

キ 日刊新聞の報道量

平成25年度から平成27年度に措置を採り、当該措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量は、表9のとおりである。

表 9 日刊新聞の報道量

(単位:行)

	25 年度		26 年度		27 年度	
		公表 1 件		公表 1 件		公表 1 件
	日刊新聞	当たりの	日刊新聞	当たりの	日刊新聞	当たりの
	の報道量	平均報道	の報道量	平均報道	の報道量	平均報道
		量		量		量
告発	4, 016	4, 016	_	_	1, 546	1, 546
法的措置	8, 911	1, 114	4, 427	553	2, 684	537
警告	239	239	1, 078	1, 078	2, 220	1, 110
注意	_	_	_	_	_	_
打切り	_	_	_	_	_	_
合計	13, 166	1, 316	5, 505	612	6, 450	806

- (注1) 公正取引委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。
- (注2) 新聞の1段は約70行である。
- (注3) 「公表1件当たりの平均報道量」とは、公正取引委員会が公表した法的措置等に係る 日刊新聞の報道量を公表回数で除したものである。
- (注4) 表中の「一」は、公正取引委員会が把握しているものの中に該当する報道が含まれていないことを示す。

ク 法的措置によって保護された消費者利益額

平成 25 年度から平成 27 年度までにカルテル・入札談合・受注調整等に対して法的措置を採った各事件の市場規模はそれぞれ年間約 4200 億円,約3900 億円及び約 1100 億円となっているところ、これらについて、法的措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における製品又は役務について 10%の価格引上げが 5 年間継続して行われることとなったと仮定すると、公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、少なくとも、平成 25年においては約 2105 億円、平成 26年度においては約 1923 億円、平成 27年度においては約 571億円に相当する消費者利益が保護されたと推定 (注) できる。

なお、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対し厳正に対処したことにより、排除措置命令等の対象となった事業者以外にも、カルテル・入札談合等を行わないようコンプライアンス意識を高めた事例が存在すると考えられることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなも

のであると考えられる。

(注) 公正取引委員会では、平成 18 年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来 5 年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに 10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表してきている。

消費者利益を推定するに当たっては、厚生損失(デッドウェイトロス(死荷重損失)ともいう。消費者が、カルテル等による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるという損失のこと。)を消費者利益とする考え方もあるが、本推定においては、消費者から企業が得た不当な利得を消費者利益としている。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に 基づいて算出している。

表 10 法的措置によって保護された消費者利益額(推定)の推移 (単位:億円,件)

年度	25 年度	26 年度	27 年度
保護された消費者利益(推定)	約 2, 015	約 1, 923	約 571
測定対象とした法的措置件数	17	8	9

ケ 入札談合等関与行為防止法の適用状況

公正取引委員会は、入札談合事件について調査した結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときは、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。平成25年度においては、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、鉄道・運輸機構の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから、鉄道・運輸機構理事長に対して改善措置要求を行った。当該改善措置要求を受けて調査を実施した鉄道・運輸機構は、平成26年9月26日に調査報告及び改善措置(「北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等に関する調査報告書」)を取りまとめ、これを公正取引委員会に報告している。

さらに,鉄道・運輸機構は,当該調査の結果に基づき,関係職員の懲戒処分等を行っている(平成26年9月26日公表)。

(2) 酒類,石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間

不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品(以下「3品目」という。)の小売業における事案の処理においては、申告のあった事案に関し

て全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、3品目に係る不当廉売事案について、平成25年度から平成27年度における平均処理期間は、表11のとおりであった。

表 11 3品目の小売業における不当廉売事件の処理状況

年度	25 年度	26 年度	27 年度
平均処理期間	2.1か月	1.9か月	1.7か月
2か月以内に処理した案件の割合	71. 7%	83. 1%	89.5%

(3) 酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての 迅速な対処状況

平成 25 年度から平成 27 年度における酒類・石油製品・家庭用電気製品等の 小売業に係る不当廉売申告件数は、表 12-1 のとおりであった。

また、平成25年度から平成27年度における小売業に係る不当廉売事案の迅速処理による注意件数については、表12-2のとおりであった。

表 12-1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事案の迅速処理(注意)の状況 (単位:件)

年度	25 年度	26 年度	27 年度
小売業に係る不当廉売申告件数	5, 966	5, 620	5, 210
が光末に味るか、当康光中日十数	(▲27.0%)	(▲5.8%)	(▲7.3%)
不当廉売事案における注意件数	1, 366	982	841
(迅速処理によるもの)	(▲21.3%)	(▲28.1%)	(▲14.4 %)

(注1) ()内は対前年度増加率である。

(注2) 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表12-2 小売業に係る不当廉売事案の迅速処理(注意)の内訳 (単位:件)

年度	酒類	石油製品	家電用 電気製品	その他	合計
25 年度	847	452	29	38	1, 366
26 年度	635	326	3	18	982
27 年度	490	341	3	7	841

6. 評価

(1) 必要性

ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を維持・促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするため、私的独占、不当な取引制限(カルテル・入札談合・

受注調整),不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確 な運用は必要不可欠である。

イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

酒類,石油製品,家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については,複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって,周辺の小売業者の事業に悪影響が及び,公正かつ自由な競争を阻害する可能性があることから,その前に迅速な処理を行う必要がある。また,大規模な小売業者による廉売又は繰り返し行われている廉売であって周辺の小売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては,当該廉売を排除し,公正かつ自由な競争を維持・促進するため,周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い,問題のみられる事件については厳正に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア 独占禁止法違反事件の処理

(7) 事件処理の状況

独占禁止法違反事件への対処として、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為が認められた場合には法的措置を、違反行為の疑いがある場合等には警告を、また、違反につながるおそれがある行為がみられた場合には注意を行っている。法的措置は、当該違反行為の破棄及び再発防止のための措置を命じるものであり、直接、公正かつ自由な競争を促進させるものである。一方、警告は関係事業者等に対し、その行為を取りやめること等を文書で指導し、公表を行うものであり、また、注意については、違反行為を未然に防ぐため、事業者に対し独占禁止法の趣旨を説明し、理解させた上で行っているものであることから、警告又は注意であっても、公正かつ自由な競争の維持・促進に効果的であるといえる。

平成25年度ないし平成27年度における事件処理の状況は、表2のとおり、法的措置は18件、10件、9件、警告が1件、1件、6件、注意が114件、102件、106件となっている。ここで、法的措置の件数が減少傾向にあるが、その要因としては、平均事件処理期間の長期化があると考えられる。特に平成27年度において平均事件処理期間が長期化しているところ、この要因としては平成27年改正独占禁止法施行により、審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行したことにより、立証方法についてより慎重になったということ、また、処分前手続についてより充実化する観点から、従来の事前通知に代わり意見聴取手続が導入されたことにより、処分前手続に相応の期間を要するようになったことが挙げられる。

また、法的措置件数の内訳を見ると、表4のとおり、いずれの年度も、

価格カルテルや受注調整等の案件が半数以上を占めているものの、平成26年度には約17年ぶりとなる支配型私的独占事件を1件、平成27年度には事業者団体による構成員の機能活動の制限等の事件を2件と、多様な事件審査を行っている。このような多様な事件の処理は、幅広い分野に警鐘を鳴らすこととなり、違反行為の未然防止の観点からも有効である。

(イ) 課徴金納付命令の状況

平成 25 年度から平成 27 年度における課徴金納付命令の状況は、表 5 のとおりである。違反事業者等に対し相応の金銭的不利益を課すことは、カルテル等の違反行為の未然防止に有効であるところ、課徴金額は、平成 20 年度以降平成 24 年度まで 200 億円を超えて推移しており、平成 25 年度においては 302 億 4283 万円、平成 26 年度においては 171 億 4303 万円、平成 27 年度においては 85 億 1076 万円と減少傾向にある。

平成 26 年度, 平成 27 年度と課徴金が減少している理由としては, 課徴金の対象となる法的措置の件数が減少したこと, 並びに, 課徴金は対象商品若しくは役務の売上高又は購入額に事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を乗じて算出するところ, 1事件当たりの市場規模が小さかったことが原因と考えられる。

他方で、平成 26 年度においては、段ボールシート又は段ボールケースの価格カルテル事件、平成 27 年度においては情報通信機器、家電製品等の多種多様な製品に使用されているコンデンサのカルテル事件といった国民生活に密接に関連した事件に積極的に取り組んでいる。

(ウ) 刑事告発の状況

公正取引委員会が積極的に刑事告発を行うことは、事業者への警鐘にもなることから、独占禁止法違反行為の未然防止につながり、公正かつ自由な競争を促進する上で有効といえるところ、前記5(1)エのとおり、平成25年度には、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合について、平成27年度には、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合について、刑事告発を行っている。いずれの事件も全国的に事業を行っている事業者の行為であり、公共性の高い社会的インフラ整備に係る事件であるなど、国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案であった。

(エ) まとめ

平成25年度ないし平成27年度において,上記(ア)ないし(ウ)のとおり,限られた人員の中で国民生活に密接な関連を有する分野の事件や消費者に身近な商品の事件等について法的措置等を行い、当該内容について公

表した結果, 表9のとおり, 日刊新聞の報道量及び公表1件当たりの平均報道量は, 平成25年度においては13,166行及び1,316行, 平成26年度においては5,505行及び612行, 平成27年度においては6,450行及び806行であった。

公表 1 件当たりの平均報道量をみると、平成 25 年度は、1 件当たり 1,300 行以上と報道量が多くなっているが、平成 26 年度及び平成 27 年度 はその半数程度となっている。これは、平成 25 年度の告発において、いわゆる官製談合を認定し、社会の注目を集めたことが要因の一つと考えられる。

このように、平成25年度から平成27年度にかけて、全体の報道量及び公表1件当たりの平均報道量はともに減少傾向にあるものの、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して措置を採り、当該措置内容等を公表することは、独占禁止法違反行為や措置の内容が広く社会に認知されることによって、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与すると考えられる。

また、違反行為が排除されたことによって、違反行為が継続されていれば消費者が価格引上げ等によって失っていたであろう利益が保護されたと考えられるところ、表 10 のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度において、少なくとも約 2105 億円、約 1923 億円及び約 571 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。

以上を踏まえれば、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、本件取組については、社会的ニーズに対応しつつ、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に実施されており、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

ただし、特に平成 26 年度及び平成 27 年度は法的措置件数、課徴金額等がいずれも減少傾向にある点については、法的措置件数や課徴金額の多寡のみで審査活動を評価できるものではないものの、独占禁止法違反事件の処理に改善すべき点があることを示すものと考えられる。

イ 小売業における不当廉売事件の処理

前記6(1)イのとおり、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返す傾向があり、迅速な処理が中小事業者に対する不当廉売の悪影響の広がりを未然に防止し、公正かつ自由な競争の維持・促進に有効であるといえる。このため、3品目の小売業における不当廉売事案については、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は表11のとおり、平成25年度においては2.1か月、平成26年度においては1.9か月、平成27年度においては1.7か月であり、おおむね目標は達成されたと評価できる。

ただし、平成25年度においては、平均処理期間が2か月を超えたところ、その要因としては、大半の事案は60日以内で処理していたものの(最頻値は56日)、石油製品小売業の分野において、120日を超える事案が1,213件中95件存在するなど、ごく一部において調査に時間を要することとなった事例があった結果、全体の平均処理期間が長くなったことが挙げられる。

処理期間が2か月を超えた事案について、調査に時間を要した要因としては、不当廉売の調査においては、通常、調査対象事業者から報告のあった調査票に基づき、事実関係を把握して処理を行っているところ、調査票の内容に疑義等がある場合には、当該事業者に対し、補充的にヒアリングを行うとともに、必要に応じて追加の報告を要請するなどしているため、調査が長期化したことが挙げられる。

また、小売業に係る不当廉売の注意件数が、表 12-2のとおり、平成 25年度は 1,366件、平成 26年度は 982件、平成 27年度は 841件と期間中 38.4%減少している点については、主要な端緒源である申告の件数が表 12-1のとおり減少していることに主に起因するものであると考えられる。そして、申告件数の減少率(平成 25年度 5,966件→平成 27年度 5,210件 12.7%減。)よりも注意件数の減少率の方が高いことからすれば、申告が減少し不当廉売事件が潜在化しているというよりはむしろ、長年にわたる不当廉売事件への取組の結果、独占禁止法への理解が高まり、独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したものと推測される。

以上のことから、3品目の小売業における不当廉売事件についての迅速な処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できるものの、処理期間が2か月を超える事案もあることから、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

(3) 効率性

ア 独占禁止法違反事件の処理

(7) 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合・受注調整事件について、違反 事業者自らが違反事実を認めて申請を行うものであり、申請を足掛かりと して違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処 理に資するものと考えられる。

平成25年度から平成27年度に法的措置を採ったカルテル・入札談合・ 受注調整事件に関し、当該制度が適用されているのは、それぞれ17件中 12件、7件中4件及び7件中全てであった。

(イ) 法的措置を採った全事件の平均処理期間

法的措置を採った全事件の平均処理期間については、平成 25 年度に実

施した政策評価書(平成 24 年度を対象として実施。同年度の平均処理期間は約 14 か月。)において、適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ、今後、より一層の短縮が必要であるとされているところ、平成 25 年度から平成 27 年度においては、表8のとおり、それぞれ約 14 か月、約 15 か月及び約 20 か月となっている。

平成25年度において平均処理期間が約14か月となっている要因としては、自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件(4件の法的措置)のように、我が国最大の輸出品目である自動車の運送に係る事件であり、市場規模が大きく、国際的な広がりのあった事件に取り組んだ結果であると考えられる。

平成26年度において平均処理期間が約15か月となっている要因としては、東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件(3件の法的措置)について、当初、埼玉県、群馬県及び栃木県の地区における被疑事実について審査を行っていたところ、その後、地区に限定なくカルテルを行っているとの被疑事実が窺われたことから、審査の範囲が広がったこと、違反事業者数が延べ125社と多数に上ったことにより、事実解明に時間を要したものと考えられる。

平成 27 年度に事件審査の処理期間が長期化した要因としては、平成 27 年度から、改正独占禁止法施行により、審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行したことにより、立証方法についてより慎重になったということが挙げられる。公正取引委員会としても、立証の程度について、審判手続と訴訟手続とで異なることがあると考えているわけではないものの、独占禁止法固有の経験則やこれまでの判断の蓄積がある審判に対して、訴訟においては、そのような蓄積がないため、制度が始まった現段階においては、このような点を踏まえ、丁寧に個別の立証を行っていく必要のあるケースがあると考えている。また、当委員会における訴訟活動の経験は審判に比べると圧倒的に少ないため、現時点では独占禁止法固有の経験則が通じないとのリスクを考慮せざるを得ない状況にある。

また、平成 27 年度より、従来の処分前手続を充実させるために、事前 通知に代えて意見聴取手続を導入したところ、平成 25 年度及び平成 26 年度に法的措置を採った事件並びに平成 27 年度において改正前の独占禁止 法の手続に基づき法的措置を採った事件について、事前通知から法的措置 までの平均期間は約 1.6 か月であったものが、意見聴取手続導入後に法的 措置を採った事件について、意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間は約 3 か月となっている。

以上の要因により、各事件の処理に要する期間が想定以上にかかったことにより、全体の処理期間が延びたものと考えられる。

(ウ) 法的措置によって保護された消費者利益額

平成 25 年度から平成 27 年度における全ての措置(警告等を含む。)に要した費用^(注)はそれぞれ約 42 億円, 46 億円及び 46 億円であるところ,前記 5 (1) クのとおり法的措置によって保護されたと推定される消費者利益は,約 2015 億円,約 1923 億円及び約 571 億円であり,事件処理に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

- (注) 平成 25 年度から平成 27 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員(非常勤職員を含む。)の人件費及び審査業務に係る経費。
- (エ) 前記(ア) ないし(ウ) の状況から,本件取組については,一定の効率性が認められると評価できるが,法的措置を採った事件の処理期間については,適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ,今後,より一層の短縮が必要である。

イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

小売業に係る不当廉売について、平成25年度から平成27年度にかけて、 平均処理期間が平成25年度から平成27年度にかけて2.1か月,1.9か月,1.7 か月と短縮されている傾向にあることから、本件取組については効率的に行 われたと評価できる。

ただし、平成 25 年度においては、平均処理期間が2か月を超えたこと、また、平成 25 年度から平成 27 年度の各年度において、処理期間が2か月を超えた事案の割合が、それぞれ、約 18%、17%及び約 10%であり、当該割合は減少傾向にあるものの、より一層の効率化に努める余地がある。

(4) 総合評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関の共通区分 相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合及び不公正な取引方法に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成25年度から平成27年度における事件処理において、それぞれ、18件、10件、9件の法的措置を採ったところであるが、平成23年度、24年度は年間20件超の法的措置を採っていた(平成22年度は12件)ことと比較して件数自体が減少傾向にあることは否定できない。一方で、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に対応したこ

と、法的措置ではないものの、3年度にわたり、それぞれ、1件、1件、6件の警告を行ったこと、3年度で計2件の刑事告発を行ったこと、また、それぞれ、約2105億円、約1923億円及び約571億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。

3品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間については、平成25年度においては2.1か月ではあったものの、平成26年度においては1.9か月、平成27年度においては1.7か月と短縮しており、おおむね目標を達成しており、相当程度進展があったものと考えられる。

また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況については、各年度においてそれぞれ 1,366件、982件及び 841件と減少傾向にあるものの依然として相応の注意件数を維持していることから、相当程度進展があったものと考えられる。

以上のとおり、平成25年度から平成27年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処していることから、これらを排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。

イ 施策の分析

前記のとおり、法的措置の件数それ自体は中期的に見て減少傾向にあるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置等を行ったことや、不当廉売事案について、その処理期間の短縮や同じく減少傾向にはあるものの相応の件数を維持していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。

一方, 法的措置の件数の減少については, 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間が長期化傾向にあり, 特に, 平成27年度においては約20か月と大幅に長期化したことが原因であると考えられる。処理期間の長期化の要因としては, 平成27年の改正独占禁止法施行により, 審判制度が廃止され, 直接訴訟制度に移行したところ, 今後, 当委員会の立証手法が裁判所においてどのような評価を受けるのかが明らかでないことから, 事件審査において,

より慎重な立証を行わざるを得なかったということが挙げられる。今後,この点について,適切な立証水準の見極めを行い,より効率的に事件に対処する必要がある。

また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が 短縮し、効率化しているものの、処理期間が2か月を超えるものがあること から、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

(イ) 測定指標

引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、 現在の目標を維持することとするが、以下の点については改善する必要が ある。

a 効率的な事件処理の推進

事件処理件数の多寡のみで審査活動を評価できるものではないものの,効果的・効率的な審査活動を志向することは重要であり、そのためには、独占禁止法違反事件の処理期間を短縮させる必要がある。

前記のとおり、法的論点の複雑化や改正独占禁止法の施行により直接 訴訟に移行したという状況の下、より適切な立証活動を行うことが可能 になるよう、審査局内に訟務官を設置し、訴訟を見据えた審査実務の知 見の蓄積を図るとともに、事件審査の初期段階から審査局における訟務 官室の職員を担当者として指定し、直接訴訟制度の下の個別事件の立証 手法について検討を行うとともに、立証活動全般についてのアドバイス を行うよう体制を整備したところである。これにより、より効率的な審 査活動が可能になるものと考えられる。

このほか、今後、特定の分野、業種について、効率的に知見の蓄積を 図ることで、より効率的な事件審査が可能になるよう対処することによ り、引き続き、効率的・効果的な審査体制の整備・強化を行う。

b 不当廉売に対する迅速かつ的確な対処

平成 25 年度における 7,243 件の申告件数のうち 5,966 件 (82.4%), 平成 26 年度においては 6,886 件のうち 5,620 件 (81.6%), 平成 27 年 度においては 6,331 件のうち 5,210 件 (82.3%) が小売業に係る不当廉売事案に関する申告であり、申告件数に占める小売業に係る不当廉売事案の申告が 80%を超えていることから、依然として、小売業に係る不当廉売事案の処理に対しては、そのニーズが高いといえる。公正取引委員会は、これらの申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処することが求められており、引き続き、迅速かつ的確に対処する。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 古拉毛扒だ送るよとできる正式 OC 左左においてもは仏世界世	比 战子 B
│○ 直接訴訟が導入される前の平成 26 年度においても法的措置件	柿崎委員
数が減少しているが、何か理由があるのか。	
(実績評価書資料 (p14) に記載した理由のほか、例えば、近	
年、デジタル・フォレンジック等の複雑な審査手法を要する案件	
が増加していることにより事件処理に期間を要するようになって	
きたこと等が理由として考えられる旨回答した。)	
〇 悪質な事案に対しては、刑事告発を積極的に行っていくべきで	田中委員
ある。	
(公正取引委員会では、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び	
犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」に従い、刑事告	
発の是非を決めており、今後も国民生活に広範な影響を与える悪	
質、重大事案については積極的に刑事告発を行っていく方針であ	
る旨回答した。)	
〇 不当廉売事件の平均処理期間が短縮されている点については	若林委員
評価できるが、措置の内容等についての評価も行ってはどうか。	
(意見を踏まえ, 今後どのような評価方法があり得るのか検討	
していきたい旨回答した。)	